

サービス提供体制強化加算算定フローチャート

訪問入浴介護

Q1

介護福祉士が30%以上配置されていますか？
または
介護福祉士及び介護職員基礎研修課程修了者が50%配置されていますか？

※職員の割合の算出に当たっては、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いること。
なお、介護福祉士及び介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修を修了している者とする。

YES

NO → 非該当

Q2

訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していますか？

※「研修計画」については、当事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問入浴介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施期間等を定めた計画を策定しなければならない。

YES

NO → 非該当

Q3

利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行っていますか？

※「会議」については、訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければならないが、一堂に会することなくグループ別に別れて開催しても差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならず、概ね一月に一回以上開催されていることが必要。
「留意事項」とは、少なくとも次に掲げる事項について、その変化の動向を含めて記載しなければならない。

- ・ 利用者のADLや意欲
- ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・ その他サービス提供に当たって必要な事項
- ・ 前回のサービス提供時の状況
- ・ 家族を含む環境

YES

NO → 非該当

Q4

訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に行っていますか？

※労働安全衛生法により定期に実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、少なくとも一年以内ごとに一回、事業主の負担により実施しなければならない。

YES

NO → 非該当

算定できます (24単位/回)